

○ 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本的考え方</p> <p>医療は、我が国社会の重要かつ不可欠な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。</p> <p>また、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者や国民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、インフォームドコンセント（医師・歯科医師等が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること）の理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人が求める医療サービスを提供していく、という患者本位の医療を実現していくことが重要である。安全で質が高く、効率的な医療の実現に向けて、患者や国民が、その利用者として、また、費用負担者として、これに关心を持ち、医療提供者のみに任せることではなく、自らも積極的かつ主体的に医療に参加していくことが望ましく、そうした仕組みづくりが求められる。</p> <p>さらに、医療は、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）から始まり、<u>人生の最終段階</u>における医療まで、人生の全ての過程に関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくり等を通じた予防や、慢性の症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用等様々な領域と関わるものである。また、医療の提供に際しては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わってくることから、医療提供者は、患者本位の医療という理念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者の視点に立った医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下</p>	<p>第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本的考え方</p> <p>医療は、我が国社会の重要かつ不可欠な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。</p> <p>また、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者や国民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、インフォームドコンセント（医師・歯科医師等が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること）の理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人が求める医療サービスを提供していく、という患者本位の医療を実現していくことが重要である。安全で質が高く、効率的な医療の実現に向けて、患者や国民が、その利用者として、また、費用負担者として、これに关心を持ち、医療提供者のみに任せることではなく、自らも積極的かつ主体的に医療に参加していくことが望ましく、そうした仕組みづくりが求められる。</p> <p>さらに、医療は、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）から始まり、<u>終末期</u>における医療まで、人生の全ての過程に関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくり等を通じた予防や、慢性の症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用等様々な領域と関わるものである。また、医療の提供に際しては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々な人が関わることから、医療提供者は、患者本位の医療という理念を踏まえつつ、医師・歯科医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者の視点に立った医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という</p>

<p>「法」という。) 第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。) 相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制(以下「医療連携体制」という。)の構築にも積極的に協力していくことが求められる。</p> <p>国及び都道府県は、このような理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識の変化等も踏まえながら、安全で質が高く、効率的な医療を提供するための施策に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>医療に対する患者や住民の意識、また、医療提供体制の現状は、都道府県により、あるいは各都道府県内においても都市部とそれ以外の地域とでは、大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それぞれの地域の状況やニーズに十分配慮していかなければならない。</p> <p>また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらに、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療並びに居宅等における医療(以下「在宅医療」という。)に対応した医療連携体制の早急な構築を図ることが必要である。</p> <p>二 医療提供体制の確保に関する国と都道府県の役割</p> <p>(略)</p> <p>第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>一 目標設定に関する基本的考え方 (略)</p>	<p>。) 第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。) 相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制(以下「医療連携体制」という。)の構築にも積極的に協力していくことが求められる。</p> <p>国及び都道府県は、このような理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識の変化等も踏まえながら、安全で質が高く、効率的な医療を提供するための施策に積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>医療に対する患者や住民の意識、また、医療提供体制の現状は、都道府県により、あるいは各都道府県内においても都市部とそれ以外の地域とでは、大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それぞれの地域の状況やニーズに十分配慮していかなければならない。</p> <p>また、人口の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病の構造が変化し、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病や精神疾患が増加している中、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体制の早急な構築を図ること、さらに、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療並びに居宅等における医療(以下「在宅医療」という。)に対応した医療連携体制の早急な構築を図ることが必要である。</p> <p>二 医療提供体制の確保に関する国と都道府県の役割</p> <p>(略)</p> <p>第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>一 目標設定に関する基本的考え方 (略)</p>
--	--

<p>二 目標設定に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 五疾病・五事業に係る目標設定</p> <p>都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後五年間を目途に、五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定める。</p> <p>その際には、<u>都道府県計画</u>、<u>都道府県介護保険事業支援計画</u>、<u>都道府県がん対策推進計画</u>、<u>都道府県障害福祉計画</u>等「第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。</p> <p>都道府県は、数値目標の達成状況について、少なくとも五年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。</p> <p>国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。</p> <p>2 在宅医療に係る目標設定</p> <p>都道府県は、在宅医療に係る<u>目標について</u>は、五疾病・五事業に係る目標の設定と同様の考え方に基づき、数値目標の設定並びに数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行<u>うものとする</u>。</p>	<p>二 目標設定に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 五疾病・五事業に係る目標設定</p> <p>都道府県は、本基本方針に基づく医療計画の見直し後五年間を目途に、五疾病・五事業及び当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療について、地域の実情に応じた数値目標を定める。</p> <p>その際には、<u>都道府県がん対策推進計画</u>、<u>都道府県介護保険事業支援計画</u>、<u>都道府県障害福祉計画</u>など、「第七 その他医療提供体制の確保に関する重要事項」に掲げる方針等に定められる目標等を十分勘案するものとする。</p> <p>都道府県は、数値目標の達成状況について、少なくとも五年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更するものとする。</p> <p>国は、都道府県に対して、医療提供体制の確保に向けた実効性ある施策が図られるよう支援するものとする。</p> <p>2 在宅医療に係る目標設定</p> <p>都道府県は、在宅医療に係る<u>目標を定める場合</u>には、五疾病・五事業に係る目標の設定と同様の考え方に基づき、数値目標の設定並びに数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行<u>うよう努める</u>。</p>
<p>第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項</p> <p>一 医療連携体制の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方</p> <p>(略)</p> <p>三 在宅医療に係る医療連携体制の在り方</p> <p>在宅医療に係る医療連携体制については、次に掲げる機能に即して、地域の医療提供施設の医療機能を明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>四 救急医療等確保事業に関する公的医療機関及</p>	<p>第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項</p> <p>一 医療連携体制の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>二 五疾病・五事業の医療連携体制の在り方</p> <p>(略)</p> <p>三 在宅医療に係る医療連携体制の在り方</p> <p>在宅医療に係る医療連携体制について<u>医療計画</u>に定める場合には、次に掲げる機能に即して、地域の医療提供施設の医療機能を明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>四 救急医療等確保事業に関する公的医療機関及</p>

<p>び社会医療法人の役割 (略)</p> <p>五 薬局の役割 (略)</p> <p>六 医療機能に関する情報の提供の推進 <u>患者や住民が医療の適切な選択や受診を行う</u> <u>ことができるよう、都道府県は、法第六条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二第一項を通じて把握した医療提供施設の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。</u> さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、任意の情報の把握の方法やより効果的な情報提供の<u>在り方等</u>を検討することが必要である。</p> <p>七 医療の安全の確保 (略)</p> <p>第五 地域医療構想に関する基本的な事項</p> <p>二 地域医療構想に関する基本的考え方 <u>平成三十七年にいわゆる「団塊の世代」が全て七十五歳以上となる超高齢社会を迎える、医療需要が増加する中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、地域における病床の機能の分化及び連携を推進し、各病床の機能の区分に応じて必要な医療資源を適切に投入し、患者の早期の居宅等への復帰を進めるとともに、退院後の生活を支える在宅医療及び介護サービスの充実を図ることが必要である。こうした観点から、地域医療構想は、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進するため、構想区域ごとの平成三十七年における病床数の必要量を含む医療提供体制に関する構想及び当該構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項として医療計画に定めるものである。</u> <u>地域医療構想に定める平成三十七年における医療提供体制は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保であり、地域医療全体を見据えた上で、医療計画に定める五疾病・五事業及び在宅医療に係る目標及び医療連携体制、</u></p>	<p>び社会医療法人の役割 (略)</p> <p>五 薬局の役割 (略)</p> <p>六 医療機能に関する情報の提供の推進 <u>都道府県は、法第六条の三第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八条の二第一項を通じて把握した医療提供施設の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。</u> さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、任意の情報の把握の方法やより効果的な情報提供の<u>あり方等</u>を検討することが必要である。</p> <p>七 医療の安全の確保 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

医療従事者の確保等の事項も踏まえて定める必要がある。また、地域医療構想の中で示す医療提供体制の課題や目指すべき姿については、市町村が中心となって進める地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に資するよう、同法に定める総合確保方針を踏まえ、同法に定める都道府県計画並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に定める都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画との整合性にも留意しつつ、定める必要がある。

二 地域医療構想に関する国と都道府県の役割

平成三十七年において患者の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するため、都道府県においては、地域の医療需要の将来推計、法第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「病床機能報告」という。）等の活用により、地域医療構想を策定し、これに基づき、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進していくことが必要である。

国は、地域医療構想の策定等に必要な情報の整備や都道府県職員等に対する研修など、都道府県の取組を支援するものとする。

第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

一 地域における病床の機能の分化及び連携の基本的考え方

地域における病床の機能の分化及び連携については、地域の医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により推進していくことが前提となる。このため、都道府県は、構想区域等ごとに法第三十条の十四に基づき、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、必要な事項について協議を行うことが必要である。その際、病床機能報告等を基に、地域における病床の機能の現状等及び平成三十七年における病床数の必要量を比較しつつ、地域

(新設)

における病床の分化及び連携における課題を分析することが求められる。また、都道府県は、医療介護総合確保法に基づく地域医療介護総合確保基金の活用等により、医療機関の自主的な取組を推進することが必要である。

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、今後、病床機能報告の在り方を検討し、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調べることの検討を進めるものとする。

二 病床の機能に関する情報の提供の推進

患者や住民が医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、都道府県は、病床機能報告を通じて把握した病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの病床の機能の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。

さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、より効果的な情報提供の在り方等を検討することが必要である。

第七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項

一 医療従事者の確保に関する基本的考え方

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めることが必要である。その際、医療提供施設相互間における医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること、また、都道府県を中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていることを踏まえ、都道府県においては、法第三十条の二十三第一項に基づき、特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、診療に関する学識経験者の団体、社会医療法人等の参画を得て、医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を公表し実施していくことが必要である。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関による医師、看護師等の医療

第五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項

一 医療従事者の確保に関する基本的考え方

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域的な偏在や診療科間の偏在への対応を進めることが必要である。その際、医療提供施設相互間における医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること、また、都道府県を中心となって地域の医療機関へ医師を派遣する仕組みを再構築することが求められていることを踏まえ、都道府県においては、法第三十条の十二第一項に基づき、特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修病院、診療に関する学識経験者の団体、社会医療法人等の参画を得て、医療従事者の確保に関する事項に関し必要な施策を定めるための協議を行い、そこで定めた施策を公表し実施していくことが必要である。

特に地域の医療機関で医師を確保するためには、地域の医療機関に勤務する医師のキャリア形

従事者の自主的な勤務環境を改善する活動を支援する取組や地域の医療機関に勤務する医師のキャリア形成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要となることから、都道府県においては、法第三十条の二十一に規定する勤務環境改善支援センター、法第三十条の二十五に規定する地域医療支援センター等の組織を設置するとともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上で推進していくことが必要である。

二 医療従事者の資質向上に関する基本的考え方 (略)

第八 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

一 医療計画の作成に関する基本的な事項

都道府県の医療計画の作成に当たっては、「第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項」の観点を踏まえた医療機能調査を通じて把握される情報を基礎として行う必要がある。

五疾病・五事業に係る数値目標については、都道府県において、「第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項」で示した方針に即して、かつ、評価可能な具体的なものとすることが必要である。

また、在宅医療に係る数値目標については、慢性期機能を担う病床との一体的な整備という視点に立ちつつ、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとすることが必要である。

その際には、医療機能調査を通じて把握された情報に基づく地域の医療提供体制の課題を踏まえた数値目標とし、その数値目標を達成するために必要な施策も併せて盛り込むことが必要である。

五疾病・五事業に係る医療連携体制については、都道府県において、「第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示した方針に即

成に係る不安の解消に向けて、大学等の関係機関と緊密に連携しつつ、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師の確保を支援する取組が必要であり、都道府県においては、地域医療支援センター等の組織を設置するとともに、必要な施策について地域の医療関係者等と協議の上で推進していくことが必要である。

二 医療従事者の資質向上に関する基本的考え方 (略)

第六 医療計画の作成並びに医療計画における目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

一 医療計画の作成に関する基本的な事項

都道府県の医療計画の作成に当たっては、「第二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項」の観点を踏まえた医療機能調査を通じて把握される情報を基礎として行う必要がある。

五疾病・五事業に係る数値目標については、都道府県において、「第三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項」で示した方針に即して、かつ、評価可能な具体的なものとすることが必要である。

また、在宅医療に係る数値目標を定める場合には、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとするよう努める。

その際には、医療機能調査を通じて把握された情報に基づく地域の医療提供体制の課題を踏まえた数値目標とし、その数値目標を達成するために必要な施策も併せて盛り込むことが必要である。

五疾病・五事業に係る医療連携体制については、都道府県において、「第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」で示した方針に即しており、か

しており、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとすることが必要である。

また、在宅医療に係る医療連携体制については、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとすることが必要である。

地域医療構想については、都道府県において、「第五 地域医療構想に関する基本的な事項」で示した考え方によれば、かつ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとすることが必要である。

地域における病床の機能の分化及び連携の推進については、「第六 地域における病床の機能の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

医療従事者の確保については、「第七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

一般病床及び療養病床に係る基準病床数の算定については、地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位（以下「二次医療圏」という。）ごとに行うものであるが、五疾病・五事業及び在宅医療それぞれの医療提供体制の確保については、必ずしも一律に二次医療圏ごとの計画を作成するのではなく、必要に応じて、患者の受療動向等の地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことに重点を置くことが重要である。

二 目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

施策の達成状況に関する評価については、都道府県は、設定した数値目標を基に、施策の達成状況を検証するとともに、その結果等を患者や住民に公表し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

また、数値目標及び施策の進捗状況等の評価については、評価を行う組織（都道府県医療審議会

つ、患者や住民に分かりやすい具体的なものとすることが必要である。

また、在宅医療に係る医療連携体制について定める場合には、五疾病・五事業と同様の考え方に基づくものとするよう努める。

医療従事者の確保については、「第五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項」に即しており、具体的な施策を明示することが重要である。

一般病床及び療養病床に係る基準病床数の算定については、地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位（以下「二次医療圏」という。）ごとに行うものであるが、五疾病・五事業及び在宅医療それぞれの医療提供体制の確保については、必ずしも一律に二次医療圏ごとの計画を作成するのではなく、必要に応じて、患者の受療動向等の地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことに重点を置くことが重要である。

二 目標及び施策の達成状況の評価等に関する基本的な事項

施策の達成状況に関する評価については、都道府県は、設定した数値目標を基に、施策の達成状況を検証するとともに、その結果等を患者や住民に公表し、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

また、数値目標及び施策の進捗状況等の評価については、評価を行う組織（都道府県医療審議会

等) や時期(原則として一年ごと)を明らかにした上で定期的に評価を行うとともに、その結果等を患者や住民に公表し、五年間の計画期間内であっても、必要に応じて施策を見直すことが重要である。

第九 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。
また、医療介護総合確保法に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならぬ。

- 1 健康増進法に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
- 3 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
- 4 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)に定める基本的事項(削る)
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画

等) や時期(原則として一年ごと)を明らかにした上で定期的に評価を行うとともに、その結果等を患者や住民に公表し、五年間の計画期間内であっても、必要に応じて施策を見直すことが重要である。

第七 その他医療提供体制の確保に関する重要事項

医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法や介護保険法(平成九年法律第百二十三号)等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。

- 1 健康増進法(平成十四年法律第百三号)に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
- 3 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
- 4 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)に定める基本的事項
- 5 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画